

安全保障貿易管理の最近の動向

2 0 2 4 年 6 月
経 済 産 業 省
安全保障貿易管理課

- 1. 安全保障貿易管理制度・運用の動向**
- 2. 産業構造審議会の中間報告**
- 3. 技術情報管理認証制度（TICS）**

1. 安全保障貿易管理制度・運用の動向

2. 産業構造審議会の中間報告

3. 技術情報管理認証制度（TICS）

最近の報道

- 安全保障に関する感度が高まっている。経済力、技術力と関連。
- 「政府はしっかり対応すべき」との指摘。報道では企業名も。

報道記事、調査記事の見出しの例

- (1) **ロシア**が米半導体輸入1000億円 制裁に穴、**中国**経由7割
(2023/4/12 日経新聞)
- (2) 日本の半導体も**ロシア**へ流入 第三国経由、規制及ばず (2023/6/18 日経新聞)
- (3) 極超音速 日本から流用 **中国** 研究者通じ吸収 (2023/10/16 読売新聞)
- (4) 日米欧の工作機械63件、**中国**の核開発に転用か 輸出管理の限界露呈
(2023/11/8 日経新聞)
- (5) 日本の輸出管理 なお弱点 技術流出防ぐリスト、範囲・実効性課題
(2023/12/7 日経新聞)
- (6) **ロシア**、日本から迂回調達 **中国**経由 戦車関連の部品
(2024/2/24 日経新聞)

国際輸出管理レジームでの議論とリスト規制の運用

- 半導体関連品目、先端技術関連品目の規制強化の議論が活発。
- 民生用機器の技術進歩により、規制緩和の議論も。国内では包括許可の拡大も。

(1) ワッセナー・アレンジメント

(2) 明確性、問い合わせ、Q & A

(3) 包括許可の範囲の拡大

(4) 申請件数、不許可

1. 安全保障貿易管理制度・運用の動向

2. 産業構造審議会の中間報告

3. 技術情報管理認証制度（TICS）

安全保障貿易管理制度の概要

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (2002年4月～)	通常兵器 (2008年11月～)	
規制対象	<u>政省令で定める品目</u> 武器、機微な汎用品(原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等)	<u>リスト規制品目以外の全品目</u> (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	(A)以外の国 (一般国+国連武器禁輸国)	(B)の国 (一般国)	(C)の国 (国連武器禁輸国)
と許可が必要となる要件	例外の適用がない場合は <u>許可が必要</u>	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ① 輸入者等の用途 ② 輸入者等の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ① 輸入者等の用途

(A): 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国 【計27カ国】(輸出令別表第3)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

(B): (A)、(C)以外の全ての国 イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

(C): 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国 【計10カ国】(輸出令別表第3の2)

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

補完的輸出規制の見直し

汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりに対応すべく、企業間の公平性にも留意した形で、補完的輸出規制の見直しが必要。



① 一般国向け通常兵器補完的輸出規制

- 一般国（グループA国以外）向けであっても、安全保障上の懸念が高い品目に限定して、通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合に適切に管理。
- この際、懸念需要者や懸念取引等に関する情報を政府が提供。

② グループA国経由での迂回対策

- 補完的輸出規制の対象外のグループA国向けであっても、懸念国等の迂回調達の懸念がある場合、インフォーム。

技術管理強化のための官民対話スキームの構築

技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、多様な経路に応じた対策が必要（技術は一度流出すると管理困難）。



- ① 技術流出リスクの高い技術・行為を特定し、外為法に基づき、**政府に事前報告**。
※ 今回の措置は、**貨物は対象外**。
- ② 適切な技術管理に向け、**政府からの懸念情報等の提供を含め、官民対話を実施**。
※ 真に必要な場合は、外為法に基づくインフォームにより許可申請を求める。
- ③ 取引時点のみならず、**時間的経過に伴う軍事転用懸念を考慮**。

1. 安全保障貿易管理制度・運用の動向
2. 産業構造審議会の中間報告概要
- 3. 技術情報管理認証制度（TICS）**

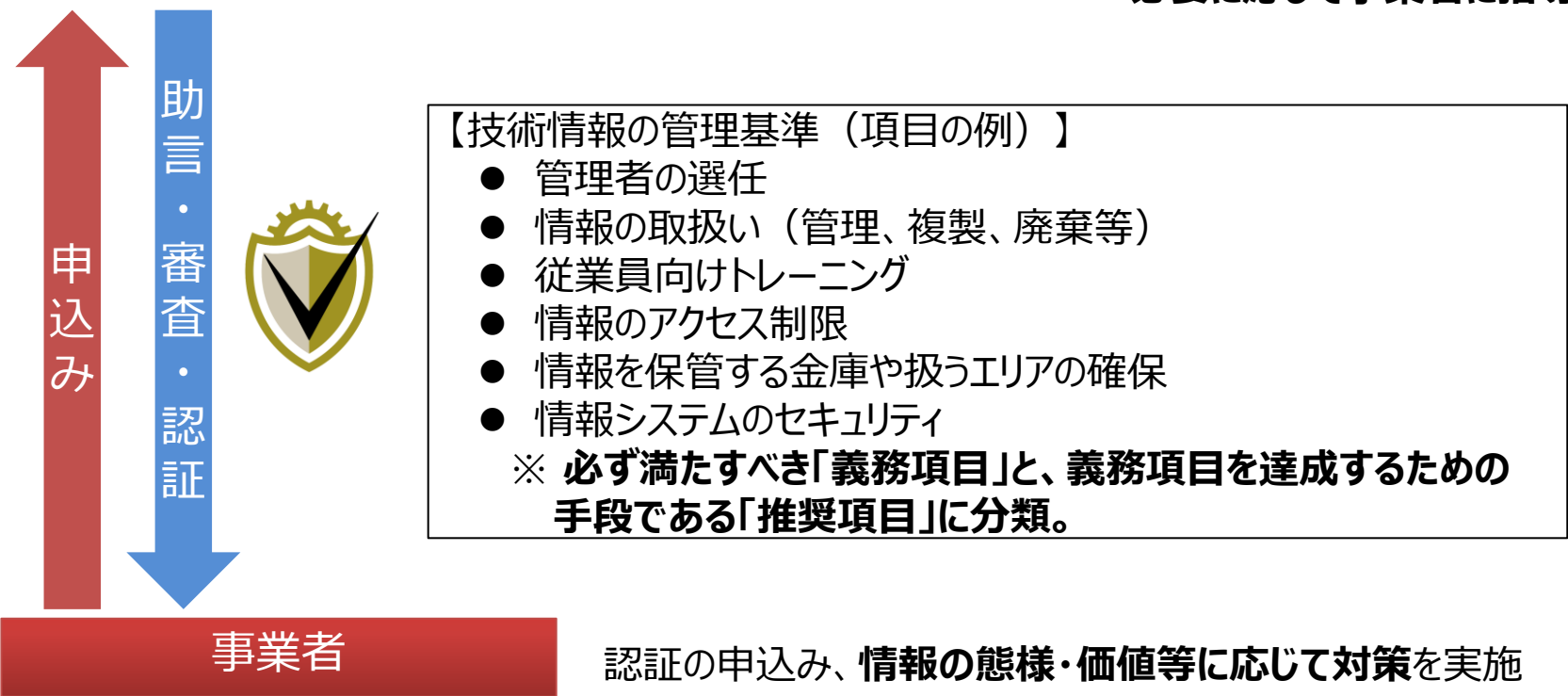
技術情報管理認証制度（TICS※）の概要

※Technology Information Control System

- 国が認定した認証機関が、事業者の情報セキュリティ体制を客観的に審査・認証。（産業競争力強化法、2018年9月25日施行）
- 認証取得により、事業者は適切な情報セキュリティ体制が整備されていることを客観的に示すことができ、取引先等の信頼獲得につなげることが可能。
- 2024年、技術情報の管理基準を見直す予定（現在パブリックコメント中）。

認証機関（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関）

国の基準を満たすかを客観的に審査・認証
必要に応じて事業者に指導・助言



技術情報管理認証制度（TICS）の普及に向けた取組

- 広報と他の施策との連携を大幅に強化し、制度の普及を急ぐ考え。

① 広報の強化

- 業界誌、機関誌等への広告の掲載
- 政府・独法のイベントやSNSの活用
- 白書、施策一覧等への掲載

② 政府関連機関との協力強化

- 政府・独法の施策との連携（補助金事業、研究機関等での推奨）
- 専門家派遣事業、セミナーでの協力

③ 産業界との連携強化

- 新しい技術情報の管理基準における自工会/部工会・サイバーセキュリティガイドラインとの整合性の確保
- 業界団体への働きかけ

補助金の採択審査時の優遇

- 認証取得事業者に対して、採択審査時に加点する運用を開始。

① ものづくり補助金

名 称： ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

概 要： 中小企業等による新商品・サービス開発、生産プロセス改善のための設備投資等を補助する事業。

② Go-Tech事業

名 称： 成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech事業）

概 要： 中小企業者等が大学・公設試等と連携して行う、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けた研究開発等を支援。

③ 事業再構築補助金

名 称： 中小企業等事業再構築促進事業

概 要： ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者の事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への投資を補助する事業。